事務補助員(和歌山事務所)募集情報

く近畿厚生局>

<u> </u>	
項目	内容
職種	事務補助員(和歌山事務所)
勤務先及び勤務地	〒640-8143 和歌山市二番丁3 和歌山地方合同庁舎5階 近畿厚生局 和歌山事務所 (和歌山バス「和歌山城前」バス停下車 徒歩4分)
募 集 人 員	1名
職務内容	保険医療機関等からの各種申請・届出に関する事務保険医療機関等からの問い合わせに対する窓口及び電話対応その他、保険医療に関する事務
任用予定期間	令和6年4月1日 から 令和7年3月31日 まで (更新の可能性あり) ※ 原則として採用後1ヶ月間は条件付採用期間となります。 (条件付採用期間開始後1ヶ月間において実際に勤務した日数が15日に満たない場合 は、その日数が15日に達するまで条件付採用期間は引き続きます。)
勤 務 日	週 5 日制 (完全週休2日(土曜日・日曜日)制、祝日休み)
勤 務 時 間	8時30分 から 17時15分 まで の7時間45分 ※ 休憩は 12時00分 から 13時00分 まで の60分
給 与	日額 8,180 円 ~ 11,200円(学歴及び職歴等を考慮し、この範囲内で決定) ・ その他 賞与(当局規定による)、通勤手当支給(当局規定による)、 社会保険加入(健康保険については、国家公務員共済組合に加入) ※ 日給額については、一般職の職員の給与に関する法律に定める俸給額に準じて算定した額を例示しています。 また、通勤手当に相当する給与については、勤務の状況等に応じ、同法及び人事院規則の規定に準じて算定した額を支給します。 なお、任期中に同法及び同規則が改正され俸給額・手当額の改定が行われる場合については、日給額及び手当に相当する額についても変更する場合があります。
募集対象	パソコン (Excel、Word等) の操作ができること。 ※ 以下に該当する方はご応募いただけませんので、ご了承ください。 ・日本国籍を有しない者及び国家公務員法第38条の規定により国家公務員になることができない者 ・平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心身耗弱を原因とするもの以外)
免 許 · 資 格 等	学歴:高等学校卒業以上 医療事務関係の資格等を所持する方は、その内容を履歴書等に記載願います。
応 募 方 法 等	履歴書・職務経歴書を3月14日(木)必着にて郵送願います。 応募者多数の場合は、締切を早める場合があります。 封筒に「事務補助員(和歌山事務所)応募」と明記してください。 また、応募書類につきましては返却いたしませんので、ご了承ください (当方で責任をもって廃棄いたします)。 面接日は3月21日(木)の予定ですが、応募状況等により変更する場合があります。 書類選考の結果、面接実施の対象となられた方につきましては、3月15日(金)までに面接日時等をご連絡する予定ですので、日中の連絡先を明記してください。
応 募 先	〒640-8143 和歌山市二番丁3 和歌山地方合同庁舎5階 近畿厚生局 和歌山事務所
お問い合わせ先	近畿厚生局 総務課人事給与係(長久・田中・福原・曽我) TEL:06-6942-2241